



山形県公報

平成27年4月1日(水)

号 外 (7)

目 次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) … 1
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) … 7
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) … 8
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (同) … 同
- 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則…………… (同) … 同

訓 令

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (同) … 同
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) … 10

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第36号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2款 港湾事務所」を「第2款 庄内空港事務所」に改める。
第3款 港湾事務所」

第9条第1項の表総務部の項中「給与システム担当」を「業務システム担当、給与支給担当」に改め、「業務企画・開発担当」を削り、同表企画振興部の項中「文化施設担当」を削り、同表環境エネルギー部の項中「環境政策担当」を「地球温暖化対策担当」に、「大規模事業担当」を「再エネ事業推進担当」に、「自然環境担当」を「自然環境担当、自然公園担当」に、「みどり環境担当」を「みどり県民活動推進担当」に改め、同表子育て推進部の項中「少子化対策・地域子育て支援担当、保育育成担当」を「少子化対策担当、子ども・子育て支援担当」に、「母子福祉担当」を「母子父子福祉担当」に改め、同表健康福祉部の項中

健康長寿企画担当、健康づくり担当、がん対策担当

を

地域包括ケア推進担当、介護事業担当

に改め、同表商工労働観光部の項中「企業振興担

当」を「金融担当」に、「金融担当」を「企業振興担当」に、「自動車関連産業振興担当」を「企画振興担当」に改

め、「新産業振興担当」を削り、「商業・まちづくり振興課」を「商業・県産品振興課」に、「産業人材育成担当」を

「職業能力開発担当」に改め、同表農林水産部の項中「農林水産業活性化担当、事業推進担当」を「事業推進担当、農林水産業活性化担当」に、「食育・地産地消担当」を「新事業創出担当、食農連携推進担当」に、「予

算担当、企画担当」を「管理・予算担当」に、「企画担当、果樹振興担当」を「園芸振興担当、果樹振興担当」に、「自給飼料担当」を「畜産生産基盤担当」に、「計画調整担当」を「計画調整担当、中山間振興担当」に、「施設水利担当」を「農村整備担当、利水・施設担当」に改め、「農山村整備担当」を削り、「林政企画担当、森林計画担当」を「林政企画・森林計画担当、森林ノミクス推進担当」に、「森林技術担当」を「森林保全担当」に改め、同表県土整備部の項中「流域下水道担当」を「流域下水道管理担当、流域下水道整備担当」に、「道路行政担当、道路企画・市町村道担当、道路整備担当」を「道路企画担当、道路整備・安全対策担当」に、

「管理調整担当、安全対策担当

を

「道路行政担当、管理調整担当、道路メンテナンス・市町村道担当

に、「河川計画担当、河川整備・ダム担当」を

「河川計画・整備担当、ダム担当」に改め、同条第2項の表中「危機管理企画・調整担当、危機管理・防災担当」を「総務調整担当、危機管理・企画担当、防災担当」に改め、同条第3項の表中「国際観光担当」を「国際観光推進担当」に改め、同条第4項の表中

| | | | |
|--------|---------------|-------------|---|
| 県民文化課 | スポーツ振興・地域活性化室 | | を |
| みどり自然課 | 全国育樹祭推進室 | 企画担当、事業推進担当 | |

| | | | |
|-------|----------------|--|----|
| 県民文化課 | 山形駅西口拠点施設整備推進室 | | に、 |
| | スポーツ振興・地域活性化室 | | |

| | | |
|---------|-----------------------------------|---|
| 長寿安心支援室 | 施設法人指導担当、事業指導担当、地域包括ケア推進担当、介護指導担当 | を |
|---------|-----------------------------------|---|

| | | |
|----------------|----------------|----|
| 健康づくりプロジェクト推進室 | 健康づくり担当、がん対策担当 | に、 |
|----------------|----------------|----|

| | | |
|-----------------|--|---|
| 技能五輪・アビリンピック推進室 | | を |
|-----------------|--|---|

| | | |
|-----------------|---------------|-------|
| 技能五輪・アビリンピック推進室 | 総務調整担当、競技運営担当 | に改める。 |
|-----------------|---------------|-------|

第13条第1項第6号中ヌを削り、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、ネをツとし、ナをネとする。

第14条第1項第2号中ロを削り、ハをロとし、同ロの次に次のように加える。

ハ 山形駅西口拠点施設の整備に関すること

第14条第1項第4号に次のように加える。

へ 自動車運転代行業の業務の適正化に関すること

第14条第2項中「前項第2号ニ及びホ」を「前項第2号ハに掲げる事務は山形駅西口拠点施設整備推進室で、同号ニ及びホ」に改める。

第15条第1項第5号リを削り、同項第6号ヌ中「消防整備士」を「消防設備士」に改め、同項第7号ヌ中「消費者生活センター」を「消費生活センター」に改め、同項第8号ニを次のように改める。

ニ 食品表示の適正の確保に関すること

第15条第2項中「みどり自然課の分掌事務のうち前項第5号リに掲げる事務は全国育樹祭推進室で、」を削る。

第16条第1項第4号ルを削り、同項第5号チ中「特定疾患」を「指定難病」に改め、同条第2項中「チからルまで」を「イからトまで」に、「長寿安心支援室」を「健康づくりプロジェクト推進室」に改める。

第17条第1項第3号に次のように加える。

カ 産業人材の育成に関すること

第17条第1項第4号中「商業・まちづくり振興課」を「商業・県産品振興課」に改め、同項第5号中ルを削り、ヲをトとし、ワをヰとし、同条第2項中「ヌ及びヰ」を「からルまで」に改める。

第18条第1項第8号ロを次のように改める。

ロ 中山間地域の振興に関すること（他課で所掌するものを除く。）

第19条第1項第6号中イからハマまでを削り、ニをイトし、ホをロとし、へをハとし、トを削り、チをニとし、リをホとし、同号ヌ中「及び建築住宅課」を削り、同号中ヌをへとし、同項第7号に次のように加える。

へ 路線の認定、変更及び廃止に関すること

ト 自動車路線に関すること

チ 山形県道路公社に関すること

リ 市町村道整備事業に関すること

第19条第1項第10号ホ中「及び」を「、庄内空港事務所及び」に改め、同条第2項中「同項第6号リ」を「同項第6号ホ」に改める。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「総務係、総合相談担当」を「総務調整担当」に改め、「調整担当」を

削り、

| | |
|---------|--------------------------------|
| 地域保健福祉課 | 福祉支援担当、福祉指導担当、精神保健福祉担当、感染症予防担当 |
|---------|--------------------------------|

を

| | |
|---------|----------------------|
| 地域健康福祉課 | 福祉支援担当、福祉指導担当、健康増進担当 |
|---------|----------------------|

に、「総務係、企画調整担当、」を「総務係、6次

産業推進・調整担当、」に、「計画調整担当」を「計画調整担当、農地保全担当」に改め、同表最上総合支庁の項中「職員係」を「予算調整担当、職員係」に、「治山林道担当」を「治山林道担当、木材流通対策担当」に改め、同表置賜総合支庁の項中「職員係」を「予算調整担当、職員係」に、「産業企画担当、産業振興労政担当」を「産業振興担当」に改め、「改良復旧担当」を削り、同表庄内総合支庁の項中「課税第二担当」を「収納担当、課税第二担当」に改め、「収納担当」を削り、

「

| | | |
|---------|-----------|---------|
| 家畜保健衛生課 | 庶務担当、業務担当 | 東田川郡三川町 |
|---------|-----------|---------|

を

「

| | | |
|----------------|---------------|---------|
| 家畜保健衛生課 | 庶務担当、業務担当 | 東田川郡三川町 |
| 全国豊かな海づくり大会推進課 | 総務企画担当、事業推進担当 | |

に、

| | | |
|---------|---------------|-----|
| 建築課 | 審査指導担当、住宅営繕担当 | |
| 庄内空港事務所 | 庶務係、施設係 | 酒田市 |

を

| | | |
|-----|---------------|--|
| 建築課 | 審査指導担当、住宅営繕担当 | |
|-----|---------------|--|

に改め、同条第

3項の表村山総合支庁の項中

| | | | |
|---------|-------|------|--|
| 保健福祉環境部 | 保健企画課 | 医薬事室 | |
|---------|-------|------|--|

を

| | | | |
|---------|-------|-------------|--|
| 保健福祉環境部 | 保健企画課 | 医薬事室 | |
| | | 精神保健・感染症対策室 | |

に改め、同表最

上総合支庁の項中 最上小国川ダム建設室 を 最上小国川流水型ダム建設室 に改め、同表置賜総合支庁の項中

| | | | |
|--|-------|---------|---------------|
| | 森林整備課 | 森づくり推進室 | 森づくり担当、里山造林担当 |
|--|-------|---------|---------------|

を

| | | | |
|-----|-------|-------------|-----------------------------|
| | 森林整備課 | 森づくり推進室 | 森づくり担当、里山造林担当 |
| 建設部 | 河川砂防課 | 県南豪雨災害復興推進室 | 河川復讐・災害関連担当、災害復旧担当、道路災害関連担当 |

に改め、同表庄

内総合支庁の項中

| | | | |
|--|---------|----------------|------------|
| | 農業技術普及課 | 産地研究室 | 庶務係、園芸研究担当 |
| | 水産振興課 | 全国豊かな海づくり大会推進室 | |

を

| | | | |
|--|---------|-------|------------|
| | 農業技術普及課 | 産地研究室 | 庶務係、園芸研究担当 |
|--|---------|-------|------------|

に改める。

第33条第1号中ウをキとし、ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、同号レ中「村山総合支庁」を「村山総合支庁総務企画部総務課」に改め、同号中レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、同号ワ中「こと」を「こと（総務課に限る。）」に改め、同号中ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 予算及び決算に関すること（最上総合支庁及び置賜総合支庁総務企画部総務課に限る。）

第33条第4号ロ中「こと」を「こと（最上総合支庁及び置賜総合支庁を除く。）」に改め、同号ワを削り、同号中

カをワとし、ヨをカとし、タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、ネをツとし、ナをネとする。

第34条第1号中「及び地域保健福祉課」を「、地域保健福祉課及び地域健康福祉課」に改め、同号ナ中「村山総合支庁及び」を削り、同号ラ中「、特定疾患その他特殊の疾病」を削り、「最上総合支庁」を「村山総合支庁及び最上総合支庁」に改め、同号中ヤをマとし、クをヤとし、同号オ中「最上総合支庁」を「村山総合支庁及び最上総合支庁」に改め、同号中オをクとし、同号ノ中「最上総合支庁」を「村山総合支庁及び最上総合支庁」に改め、同号中ノをオとし、同号キ中「最上総合支庁」を「村山総合支庁及び最上総合支庁」に改め、同号中キをノとし、同号ウ中「最上総合支庁」を「村山総合支庁及び最上総合支庁」に改め、同号中ウをキとし、同号ム中「最上総合支庁」を「村山総合支庁及び最上総合支庁」に改め、同号中ムをウとし、ラの次に次のように加える。

ム 指定難病その他特殊の疾病に関すること（最上総合支庁に限る。）

第34条第3号ケ中「最上総合支庁」を「村山総合支庁及び最上総合支庁」に改め、同号中ヒをセとし、エをモとし、シをヒとし、ミをエとし、メをシとし、ユをミとし、同号キ中「村山総合支庁及び」を削り、同号中キをメとし、同号サ中「最上総合支庁」を「村山総合支庁及び最上総合支庁」に改め、同号中サをユとし、同号ア中「村山総合支庁及び」を削り、同号中アをキとし、同号テ中「最上総合支庁」を「村山総合支庁及び最上総合支庁」に改め、同号中テをサとし、同号エ中「最上総合支庁」を「村山総合支庁及び最上総合支庁」に改め、同号中エをアとし、コをテとし、同号フ中「感染症、特定疾患」を「指定難病」に改め、同号中フをエとし、ケの次に次のように加える。

フ 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること（村山総合支庁に限る。）

コ 感染症に関すること（村山総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）

第34条第6号イ及び同条第7号タ中「特定疾患」を「指定難病」に改める。

第35条第1号中ウをノとし、ムをキとし、ラをウとし、ナをムとし、ネをラとし、ツをナとし、ソをネとし、レをツとし、タをソとし、ヨをレとし、カをタとし、ワをカとし、同カの次に次のように加える。

ヨ 沿岸域の総合的な利活用の推進に関すること（庄内総合支庁に限る。）

第35条第1号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、同号ト中「振興」を「振興及び商工団体」に改め、同号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 6次産業化の推進に関すること（最上総合支庁を除く。）

第35条第2号中ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、同号ル中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化」を「食品表示の適正の確保」に改め、同号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 国有農地、開拓財産の管理及び処分に関すること（庄内総合支庁を除く。）

第35条第2号に次のように加える。

ウ 6次産業化の推進に関すること（最上総合支庁に限る。）

第35条第5号に次のように加える。

へ 国有農地、開拓財産の管理及び処分に関すること（庄内総合支庁に限る。）

第35条第6号ネを削り、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 全国豊かな海づくり大会推進課

イ 全国豊かな海づくり大会に関すること

第36条第1号ニ中「、風致地区」を削り、同項第6号チ中「最上小国川ダム」を「最上小国川流水型ダム」に改め、同項第8号を削り、同項中第9号を第8号とする。

第61条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

第127条中「、室」を削り、「科及び」を「室及び」に改め、同条の表中

| 課・室・部名 | 科名 |
|---------|-------|
| 総務課 | |
| 企画調整室 | |
| 超精密技術部 | |
| 電子情報技術部 | 情報研究科 |
| 素材技術部 | |
| 生活技術部 | 酒類研究科 |

を

| 課・部名 | 室名 |
|-----------|-------|
| 総務課 | |
| 企画調整部 | 連携支援室 |
| 精密機械金属技術部 | |
| 電子情報システム部 | |
| 化学材料表面技術部 | |
| 食品醸造技術部 | |

に改める。

第146条第2項の表中「稲作経営学科」を「調整担当、稲作経営学科」に改める。

第182条を次のように改める。

（内部組織）

第182条 山形空港事務所に庶務係及び施設担当を置く。

第3章第8節中第2款を同節第3款とし、同節第1款の次に次の1款を加える。

第2款 庄内空港事務所

（設置）

第182条の2 庄内空港の管理及び整備に関する事務を処理するため、山形県庄内空港事務所を酒田市に置く。

（所務）

第182条の3 庄内空港事務所は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 空港の維持管理に関すること
- (2) 空港の周辺環境対策事業に関すること
- (3) 庄内空港緩衝緑地の維持管理に関すること
- (4) 土地等の取得、補償及び登記に関すること

（内部組織）

第182条の4 庄内空港事務所に庶務係及び施設係を置く。

第194条第2項の表山形県村山保健所の項中「地域保健福祉課」を「地域健康福祉課」に改める。

第199条の表中 「商業・まちづくり振興課」を「商業・県産品振興課」に改める。

第201条第1項の表所長の項中

| | |
|---|-----------------------------------|
| 総合支庁長、学長、館長、院長、場長、園長、校長又は寮長を置く出先機関以外の出先機関 | 上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 庄内総合支庁建設部庄内空港事務所 | 上司の命を受けて所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |

を

| | |
|---|-----------------------------------|
| 総合支庁長、学 長、館長、院長、 場長、園長、校 長又は寮長を置 く出先機関以外 の出先機関 | 上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
|---|-----------------------------------|

に改め、同表副所長

の項中「山形空港事務所」を「山形空港事務所、庄内空港事務所」に改め、同表科長の項中「及び工業技術センター」を削り、同条第2項の表看護師長の項中「総看護師長」を「看護部長」に改め、同表中

| | |
|---------|----------------------|
| 専門普及指導員 | 上司の命を受けて普及指導業務を処理する。 |
|---------|----------------------|

を

| | |
|---------|-------------------------|
| 専門普及指導員 | 上司の命を受けて普及指導業務を処理する。 |
| 主任普及指導員 | 上司の命を受けて高度の普及指導業務に従事する。 |

に、

| | |
|-----------|------------------------|
| 専門林業普及指導員 | 上司の命を受けて林業普及指導業務を処理する。 |
|-----------|------------------------|

を

| | |
|-----------|---------------------------|
| 専門林業普及指導員 | 上司の命を受けて林業普及指導業務を処理する。 |
| 主任林業普及指導員 | 上司の命を受けて高度の林業普及指導業務に従事する。 |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第37号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「管理」を「管理並びに歴史公文書（歴史資料として重要な公文書をいう。）の収集、保存、管理及び閲覧」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第38号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号口中「、総合支庁の事務所長」を削り、「山形空港事務所長」を「山形空港事務所長、庄内空港事務所長」に改める。

第5条の2第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

第17条第1号イ中「第47条の3第1項」を「第47条の4第1項」に改める。

別表児童相談所長の項第1項第1号口中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同号ヲ及び同表

総合支庁長の項第4項第1号ト中「第56条第8項」を「第56条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第39号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「薬局長」を「副看護部長（総括）、薬局長」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 理事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第40号

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「副看護部長」を「副看護部長（総括）、副看護部長」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 理事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第3号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県職員服務規程の一部改正)

第1条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「庄内総合支庁の」を「庄内総合支庁」に改め、「若しくは建設部庄内空港事務所」を削り、「山形空港事務所」を「山形空港事務所、庄内空港事務所」に改める。

(山形県職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

| |
|-------------|
| 山形空港 事務所 |
|-------------|

 を

| |
|------------------------------|
| 山形空港 事務所及 び庄内空 港事務所 |
|------------------------------|

 に改め、同表総合支庁の項中「地域保健福祉課」を「地域健康福祉

課」に、

| | | | |
|-----------------------|-------|---|---|
| 漁港監視の業務に従事する 技術技能員 | ヘルメット | 1 | 5 |
| | 作業服 | 1 | 2 |
| | 防寒服 | 1 | 5 |
| | 雨外とう | 1 | 4 |
| | ゴム長ぐつ | 1 | 2 |
| 空港の維持管理業務に従事 する職員 | 作業服 | 1 | 2 |
| | 防寒衣 | 1 | 5 |
| | 雨外とう | 1 | 3 |
| | ゴム長ぐつ | 1 | 2 |

を

| | | | |
|-----------------------|-------|---|---|
| 漁港監視の業務に従事する 技術技能員 | ヘルメット | 1 | 5 |
| | 作業服 | 1 | 2 |
| | 防寒服 | 1 | 5 |
| | 雨外とう | 1 | 4 |
| | ゴム長ぐつ | 1 | 2 |

に改める。

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

第3条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項の表中

| |
|--------------------------|
| 児童と直接接すること を常例とする事務職員 |
|--------------------------|

を

| |
|---------------------------------|
| 指導又は相談に直接従 事することを本務とす る職員 |
| 児童と直接接すること を常例とする事務職員 |

に改める。

別表第4第1項中「、庄内空港事務所」を削り、「山形空港事務所」を「山形空港事務所、庄内空港事務所」に改める。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表第23項中

| |
|---|
| (職名)を命ずる (給料表名)○級に 決定する 給料月額○円を給す る |
|---|

を

| |
|-------------------------------|
| (職名)を命ずる (給料表名)○級に 決定する |
|-------------------------------|

に改

める。

(農村地域工業等導入推進協議会規程の一部改正)

第4条 農村地域工業等導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「商業・まちづくり振興課長」を「商業・県産品振興課長」に改める。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第5条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「庄内総合支庁の」を「庄内総合支庁」に改め、「若しくは建設部庄内空港事務所」を削り、「山形空港事務所」を「山形空港事務所、庄内空港事務所」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第4号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。
別表第2総合支庁の項充てる職の欄中「生活福祉支援主査」を「生活福祉支援専門員」に改め、同表消費生活セ

ンターの項中 「消費者行政 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課
企画専門員 消費者行政企画専門員」を

「消費者行政 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課
企画主査 消費者行政企画主査」に、

「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理
課調整主査」を

「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理
課総務調整主査」に、

「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理
課主事（調整を担当するものに限る。）」を

「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理
課主事（総務調整を担当するものに限る。）」に改め、同表庄内児童相談所の項中

「主任栄養士 鶴岡乳児院主任栄養士」を

「主任管理栄養士 鶴岡乳児院主任管理栄養士」に改め、同表山形職業能力開発専門学校

の項中 「主事 産業技術短期大学校主事」を

「主任主事 産業技術短期大学校主任主事」に改め、同表農業総合研究センター養

豚試験場の項中 「主事 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室主事」を

「主任主事 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室主任
主事」に改め、同表病害虫防除所の項中

「主事 農業総合研究センター主事」を

「副主任 農業総合研究センター副主任」に改める。

別表第3村山保健所の項総合支庁の組織の欄中「地域保健福祉課」を「地域健康福祉課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。